

# 熊本県公報

号外 第 2 号  
平成 25 年 3 月 8 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

○熊本県世界チャレンジ支援基金条例	（企画課）	1
○熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（高齢者支援課）	2
○熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（ ” ）	2

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県世界チャレンジ支援基金条例

- 世界的規模で活躍することを目指す者を支援し、将来の熊本の活力の向上に資するため、熊本県世界チャレンジ支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第 1 条関係）
- 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第 2 条関係）
- 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないが、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。（第 3 条関係）
- 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。（第 4 条関係）
- 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第 5 条関係）
- 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限って、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができることとした。（第 6 条関係）
- この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第 7 条関係）
- この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

- 条例の有効期限を平成 26 年 12 月 31 日まで延長することとした。（附則第 2 項関係）
- この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

- 条例の有効期限を平成 26 年 12 月 31 日まで延長することとした。（附則第 2 項関係）
- この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

熊本県世界チャレンジ支援基金条例をここに公布する。  
平成 25 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第 1 号

熊本県世界チャレンジ支援基金条例  
（設置）

第 1 条 世界的規模で活躍することを目指す者を支援し、将来の熊本の活力の向上に資するため、熊本県世界チャレンジ支援基金（以下「基金」という。）を設置する。  
（積立て）

- 第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。  
（管理）
- 第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。  
（運用益金の処理）
- 第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。  
（繰替運用）
- 第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。  
（基金の処分）
- 第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。  
（委任）
- 第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

---

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 25 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 2 号**

- 熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例  
熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成 21 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。  
附則第 2 項中「平成 25 年 12 月 31 日」を「平成 26 年 12 月 31 日」に改める。  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

---

熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 25 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 3 号**

- 熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例  
熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成 21 年熊本県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。  
附則第 2 項中「平成 25 年 12 月 31 日」を「平成 26 年 12 月 31 日」に改める。  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。